

社会福祉法人 泉佐野市社会福祉協議会
役員等の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人泉佐野市社会福祉協議会（以下「本会」という）の定款第23条の規定に基づき、役員等の報酬に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、理事をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 会長については、報酬を別表1、交通費を別表2のとおり支給する。
- (2) 副会長については、交通費を別表2のとおり支給する。
- (3) 常務理事については、報酬、賞与及び退職手当を支給する。
- (4) その他の役員については、報酬を支給しないこととする。

(常務理事の報酬等の算定方法)

第4条 常務理事に対する報酬等の額は、「職員の給与に関する規程」に準ずる額に応じて定めるものとする。

2. 常務理事が職務のため出張したときは、別に定める「職員の旅費に関する規程」に基づき、旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員等に対する報酬等の支給時期は、会長については毎月5日、常務理事については毎月20日とする。

(公 表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補 則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附 則 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表1

月次報酬額
21,000円

別表2

交通費	
泉州地域外	泉州地域
1日につき 3,000円	実費